本号で公布された法令のあらまし

◇商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一九五号）（経済産業省）

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二一年法律第七四号）附則第一条本文の施行期日は、平成二三年一月一日とすることとした。

◇商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第一九六号）（経済産業省）

一　商品取引所法施行令の一部改正関係

1　商品先物取引業としての適用が除外される行為として、国及び地方公共団体等が行う商品先物取引法（昭和二五年法律第二三九号。以下「法」という。）第二条第二二項各号に掲げる行為等を規定することとした。（第二条関係）

2　株式会社以外の法人又は外国に住所を有する者であって商品先物取引業者になり得る者として、信用金庫及び信用金庫連合会等を規定することとした。（第二三条関係）

3　外務員の登録手数料の額を一、〇〇〇円と規定することとした。（第二六条関係）

4　純資産額規制比率の届出等をすべき者から除かれる者として、銀行及び株式会社商工組合中央金庫等を規定することとした。（第二八条関係）

5　不招請勧誘が禁止される商品取引契約として、個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために法第二条第二二項第五号に掲げる行為を行うことを内容とする商品取引契約等を規定することとした。（第三〇条関係）

6　商品先物取引仲介業者と密接な関係を有する者として、当該商品先物取引仲介業者の親族等を規定することとした。（第三七条関係）

7　法第二六九条第一項に規定する一般委託者から除かれる者として、国及び日本銀行等を規定することとした。（第四一条関係）

8　商品先物取引仲介業者及び特定店頭商品デリバティブ取引業者に関する主務大臣の権限の一部を地方農政局長又は経済産業局長に委任することとした。（第五七条関係）

9　その他所要の規定を整備することとした。

二　関係政令の整備等

その他関係政令の所要の規定の整備等を行うこととした。（第二条～第二〇条関係）

三　経過措置

1　海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五七年法律第六五号）の廃止に伴う経過措置を規定することとした。（第二一条関係）

2　旧委託者保護基金が主務大臣の認可を受けて新委託者保護基金になるときの登記に関する経過措置を規定することとした。（第二二条関係）

3　商品取引所法の一部改正に伴う経過措置を規定することとした。（第二三条関係）

四　附則

この政令は、平成二三年一月一日から施行することとした。

政　令

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年九月十日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百九十五号

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十四号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年一月一日とする。

内閣総理大臣　菅　**直**人
総務大臣　原口　一博
法務大臣　千葉　景子
財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　山田　正彦
経済産業大臣　直嶋　正行

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年九月十日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第百九十六号

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十四号）の施行に伴い、並びに同法附則第十九条第四項及び第二十八条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第二十条）
第二章　経過措置（第二十一条―第二十三条）
附則

第一章　関係政令の整備等

（商品取引所法施行令の一部改正）

第一条　商品取引所法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

商品先物取引法施行令

第一条第一項中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に、「第二条第四項第一号」を「第二条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第二条第四項第二号」を「第二条第一項第二号」に改める。